

持続化給付金・家賃支援給付金の申請は、

2021年1月15日までです。

いま一度、ご確認ください。

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

新型コロナウイルスの影響で、
2020年1月から12月の間に売上が前年同月比**50%以上**減少している
事業者の方は、事業継続を下支えし、事業全般に広く使える
持続化給付金を申請できます。

持続化給付金相談窓口



0120-279-292

受付時間 8:30-19:00

申請方法

持続化給付金ホームページから
の電子（オンライン）申請。

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>



家 賃 支 援 給 付 金

やちんしえんきゅうふきん

新型コロナウイルスの影響で、
2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる
事業者の方は事業継続を下支えするために地代・家賃（賃料）の
負担を軽減する家賃支援給付金を申請できます。

① いずれか1か月の売上が
前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**

② 連続する3か月の売上の合計が
前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

家賃支援給付金コールセンター



0120-653-930

受付時間 8:30-19:00

(土曜日・祝日除く)

申請方法

家賃支援給付金ホームページから
の電子（オンライン）申請。

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

